平成２４年（フ）第１２４４号
広島市西区井口明神１丁目15番11―504号　卸Ａ
債務者　千田　稔博
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　奥野　修士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月31日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２７５号
広島県廿日市市上平良86番地５
債務者　山田　克之
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　朝本　孝一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月27日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第３６号
広島市安佐北区三入東１丁目37番25号
債務者　河野　　勉
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　丸川　京子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月５日午後４時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３３９号
福岡県久留米市上津町1832番地
債務者　岩本　哲一
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第３４０号
福岡県久留米市上津町1832番地
債務者　岩本　和洋
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　椛島　　隆
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年６月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第８９号
大分県別府市石垣西９丁目１番５号　レジデンス桐ノ木Ⅱ―202号
債務者　小田　春彦
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　碓井　啓己
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年５月21日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年４月30日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２４年（フ）第４９０号
最後の住所金沢市久安３丁目144番地
債務者　被相続人亡松寺由佳の相続財産
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２１１号
山形市西田１丁目６番21号、前住所山形県東村山郡山辺町大字山辺2129番地４
債務者　齋藤　彰一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１１号
山形県東根市大森１丁目２番６号　レオパレス大森Ⅱ―206、前住所岩手県一関市大東町鳥海字新田48番地１
債務者　菊池　信秋
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第４号
千葉県君津市寺沢727番地
債務者　岩間　則子（旧姓椎津）
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第７号
千葉県君津市杢師３丁目13番２―403号
債務者　長江　文子
1　決定年月日時　平成25年２月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第２４５２号
愛知県春日井市藤山台１丁目４番地１　105号棟305号室
債務者　若崎　　学
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６８号
愛知県愛知郡東郷町大字春木字追分３番地
債務者　松下　正廣
1　決定年月日時　平成25年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７号
高知市桟橋通４丁目１番13号　リバープール桟四302
債務者　武島　洋子
1　決定年月日時　平成25年２月28日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１１号
高知県南国市東山町３丁目９番９号
債務者　溝渕　　聡
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１５号
高知県高知市旭町１丁目62番地、申立時の住所高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―204
債務者　中川　健一
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第１６号
高知市鴨部1210番地１　ロココ・モダン舞高202、申立時の住所高知市鴨部1060番地１　サーパス鴨部第２―204
債務者　中島　貴美
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月22日まで
高知地方裁判所破産係